別　紙

● 都市計画道路の変更内容について

今回の変更は、都城広域都市計画道路中町通線（国道 10 号の一部）について、下図に赤色で示す区域を都市計画道路の区域に追加するものです。

なお、今回の変更は都市計画決定区域を変更するものであり、道路区域を変更するものではありません。

都市計画道路の計画区域内においては、都市計画法第 53 条に基づき一定の建築制限が課せられます。このため、今回追加される区域についても、都市計画変更後は同法に基づく建築制限が適用されることとなります。

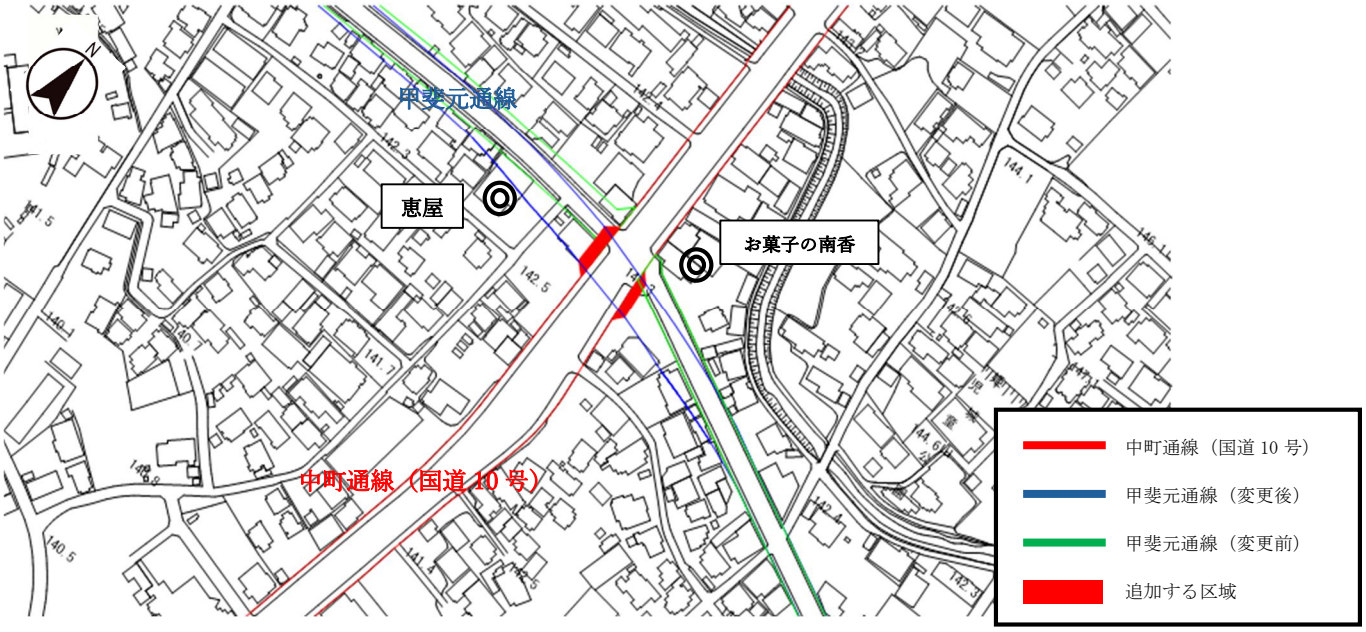

● 変更理由

甲斐元通線（市道）の線形変更に伴い、交差する中町通線（国道 10 号）の交差点区域を見直した結果、交差点部の都市計画決定区域に一部区域を追加する必要が生じたものです。